

平成16年(行ウ)第15号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原告 市民オンブズパーソン栃木 外2名

被告 宇都宮市長 佐藤栄一 外1名

被告変更の申立書

2005(平成17)年4月26日

宇都宮地方裁判所 第2民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 大木 一 俊

同 同 米田 軍

同 同 山口 益

同 同 須藤 博

同 同 若狭 昌 稔



第1 申立の趣旨

本件訴状中の請求の趣旨第2項に被告「宇都宮市水道事業管理者」とあるのを被告「被告宇都宮市長」と変更することを許可する。
との決定を求める。

第2 申立の理由

- 1 原告らは、本訴提起に当たって、請求の趣旨第2項の被告を「宇都宮市水道事業管理者」と記載して訴状を提出した。
- 2 原告らがそのような記載をしたのは、宇都宮市においては地方公営企業

によって水道事業が行なわれていることから、水道事業に関する財産の管理を行なうのは地方公営企業である宇都宮市水道局（宇都宮市の場合正確には「宇都宮市上下水道局」というようである）であり、従って、水道事業に関する財産である湯西川ダム使用权の設定申請及びその取下げを行なうのは、地方公営企業の執行者である宇都宮市水道事業管理者（正確には、「宇都宮市上下水道事業管理者」、地方公営企業法第7条）と考えたからである。

- 3 原告らがこのような考えを持った背景には、宇都宮市水道局が震災対策用の貯水池を建設する目的で購入した土地の売買代金が不当に高額であることを理由に、原告市民オンブズパーソン栃木が損害賠償請求の代位訴訟を提起した御庁平成9年（行ウ）第5号違法公金支出損害賠償代位請求事件においても、当該土地売買契約は水道事業管理者である水道局長が行なっていたことから、同人を被告として訴訟を提起したという事実もあった。
- 4 ところが、被告らの答弁書において、宇都宮市において湯西川ダム使用权設定申請者は宇都宮市である旨の主張がなされたことから、原告において、湯西川ダム使用权設定申請書類の情報公開請求を行なったところ、被告らの主張のとおり、湯西川ダム使用权設定申請は宇都宮市の名においてなされていることが判明した（甲第6号証、甲第8号証）。
- 5 そもそも、行政事件訴訟法第15条の規定は、市民が、行政を相手に交渉する場合もさることながら訴訟を提起するとなると、行政機構が複雑であるため、その正確な相手を知ることは容易でないという社会事象が存在する一方で、通常であれば被告を間違えて提起したとしても、誤った被告に対する訴えを取下げ、正しい被告を相手に別訴訟を提起すればよいところ、本件のように提起期間の制限がある場合には、このような方法で対応することができなくなることに鑑み、このような場合を救済するために設けられたものであることから、特段の事情がない限り、原則として、被告の変更が許されなければならない。
- 6 そして、本件では、被告を誤った理由は上記2及び3のとおりである外、まったく新たな被告に変更をするのではなく、既に被告となっている者に対して、訴えの一部をする変更するものであり、本件変更が許可されたと

しても、被告らに実質的な不利益は生じないのであるから、「原告の被告変更の申立てを許容しないでおきながら、しかも従前の被告に対する訴えは被告適格を過った不適法な訴えであるとして却下することの不利益を、原告に負わしめてよいと判断される」（有斐閣・南博方編「注釈行政事件訴訟法」）ような事例ではなく、従って、原告に被告を誤ったことに同条第1項の故意又は重過失があるということとはできない。

- 7 よって、地方自治法第242条の2第11項、行政事件訴訟法第43条第3項（本件は怠る事実の違法確認請求であるため）、同法第40条第2項、同法第15条第1項に基づき、申立に及ぶ。